

様式第 6 号

既設建物における高置水槽への直結給水に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上水水道事業管理者

申込者 (所有者)

住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

既設建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結増圧給水を行い、また、給水設備の配管を給水装置に切替える場合について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のようなことを理解し使用者に周知します。
 - ① 緊急工事、計量法に基づくメーター交換等において停電・故障などで断水及び濁水が生じる場合がある。
 - ② 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立入る許可を水道局に与えます。

なお、オートロック等、施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力をします。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、水の出不足など、給水に支障が生じた場合であっても、異議や苦情の申し立てはしません。
- 3 給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 4 高置水槽以下の水質の保全並びに給水装置の修繕その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 5 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、使用者等に周知徹底し、速やかに対処し、水道局にその責めをおいしません。

- 6 所有者は増圧装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し対処いたします。
- 7 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。
- 8 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、水道局及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 9 既存建物の給水用具の劣化に伴う漏水や赤水等の発生などのトラブルは、配管替え等が必要になるため、所有者は建物の設計図書等で確認し責任を持って行い、水道局の指示に従います。なお、修繕を要する場合は所有者の責任で対処いたします。
- 10 所有者および管理人を変更するときは、条件および承諾事項について責任を持って継承します。